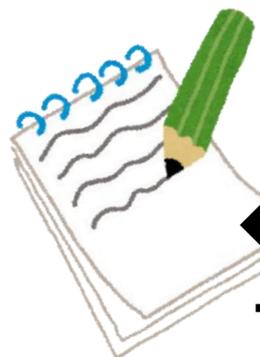


# 就業・定着奨励金 対象研修「受講証明書」について



就業・定着奨励金の対象研修受講の証明となります。申請書類として必要になり再発行は出来ません。お取り扱いにご注意ください。



## ◆注意事項

- ・原則として、研修開始時から終了までの受講確認が出来た方に発行致します。
- ・公共交通機関の遅延、オンライン通信状況が悪く常にお顔の確認が出来ない等、やむを得ない事情であっても、研修の所定時間(研修時間の4/5)以上の受講確認が出来なかった場合は、「受講証明書」は発行致しません。
- ・「受講証明書」の発行・受取り方法については、各研修受講時に担当よりご案内を致します。
- ・郵送での受取りは、返信用封筒を郵送後、**1か月以内に返送が無い場合、必ずお問合せください。**お問合せが無い場合は、受領されたものとみなし、それ以降「受講証明書」の発行は行いません。
- ・返信用封筒に、追跡可能なレターパックをご用意いただいても構いません。ただし、郵便局窓口へ持ち込む《書留》は対応いたしかねますのでご遠慮ください。
- ・「受講証明書」の再発行は、原則致しません。申請まで大事に保管をお願いします。コピーや写真保存をお勧め致します。
- ・就業・定着奨励金の申請時には、「受講証明書」のコピーをご提出いただきます。